

さぬき市人権教育及び
人権啓発に関する基本指針
(第2次改訂版)

2026(令和8)年3月

さぬき市

ご 挨 拶

日本国憲法第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と謳われ、互いの違いを尊重し合い、多様な社会をめざすものとなっています。

また、私たちは二度に渡る大戦を経験し、その反省と平和への願いから、国際連合において「世界人権宣言」を採択し、その後も人権関係の条約等を採択していますが、紛争、戦争は後を絶たない状況となっています。

そして、我が国では、日本国憲法の理念等に基づき、あらゆる差別を撤廃し、人権尊重の社会の実現に向けた取組を継承してきましたが、依然としてその実現には至っていないことから、2016（平成28）年に「人権三法」を定めた後、「アイヌ新法」「こども基本法」「LGBT理解増進法」等を制定し、2025（令和7）年には「情報流通プラットフォーム対処法」を施行するなど、個別人権課題の解消ための法律が整備されました。

そうした中、国際化、情報化、少子高齢化等の進展により新たな人権問題が生じてきており、なかでもインターネット上における人権侵害が深刻化していることに加え、国民の人権意識の高まりにより、従前から存在していた人権問題の顕在化や「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりから、企業における人権尊重の取組が更に求められています。

こうしたことから、急速な社会情勢の変化や価値観の多様化が著しい現代社会における課題を踏まえ、本市はこれまでに2003（平成15）年に「人権尊重都市」を宣言し、2014（平成26）年に「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本方針」を定め、その後それを改訂し、さらには、2017（平成29）年に「さぬき市人権教育及び人権啓発並びに人権を擁護する条例」を制定したほか、2022（令和4）年にパートナーシップ宣誓制度を導入して、人権課題の解決に向け取り組んでいるところです。

また、2023年（令和5）年に市の「人権・同和問題意識調査」を実施し、市民の皆さんの人権に関する意識の現状や課題を把握したほか、昨年6月に国の「人権教育・人権啓発に関する基本計画（第二次改訂）」が示されたことから、この度、社会情勢の変化に対応するため、従来の基本指針を改訂しました。

今後、人権教育・啓発を進めるための本基本指針に基づき、市民の皆さんとともに、「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、一人一人の人権が尊重され、明るく平和な住みよい、共に生きることができる社会」の実現に向けて、これまで以上に教育及び啓発を推進したいと考えています。

結びに、今回の改訂にあたり、ご審議を賜りました「さぬき市人権擁護審議会」や関係者の方に心から感謝申し上げ、ご挨拶とします。

2026（令和8）年3月

さぬき市長 大 山 茂 樹

目 次

1 策定の趣旨	… 1
----------------	-----

2 基本的理念	… 1
----------------	-----

3 策定の背景

（１）国際社会の取組	… 2
（２）国・県の取組	… 3
（３）さぬき市の取組	… 4

4 さまざまな人権を取り巻く現状と課題への対応

（１）インターネットによる人権侵害	… 5
（２）女性	… 6
（３）子ども	… 7
（４）高齢者	… 8
（５）障害者	…10
（６）部落差別(同和問題)	…11
（７）外国人	…12
（８）ハンセン病元患者及びその家族、H I V感染者等	…13
（９）性的マイノリティの人々	…14
（10）その他の人権問題	…15

5 人権教育・啓発の推進について	…16
（１）人権教育	
ア 学校等での取組	…17
イ 社会教育での取組	…17
① 地域社会	…17
② 家 庭	…18
③ 企 業	…18
ウ さぬき市人権・同和教育研究協議会での取組	…19
（２）人権啓発	…20
ア 社会情勢等を踏まえた内容の充実	…20
イ 市民参加・体験型の啓発活動の実施	…20
ウ 親しみやすくわかりやすい情報発信の充実	…20
エ 人権啓発拠点施設の活用	…21
（３）人材の育成	…21
（４）相談体制の充実	…21
（５）効果的な推進のために	…22
ア 国・県との連携・協力	…22
イ 庁内の推進体制	…22
ウ 社会教育団体、市民団体等との連携	…22
エ 広報媒体の活用	…23
オ 基本指針の見直し	…23

1 資 料 1

○ 世界人権宣言（抜粋）	…25
○ 日本国憲法（抜粋）	…26
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	…28
○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （抜粋）	…30
○ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	…32
○ 部落差別の解消の推進に関する法律	…34
○ 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律	…36
○ さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例	…39
○ さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例（抜粋）	…40
○ 人権尊重都市宣言	…42

1 策定の趣旨

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利で、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるものです。

国際化、情報化及び少子高齢化の進展に伴い、多様化、複雑化している現代社会においては、人々の意識や社会情勢など人権を取り巻く環境に変化が生じており、これまで以上に人権を尊重し、協調と連帯の心を持つことが重要です。

本市では、2003(平成15)年3月に「差別をなくし、人権を擁護するさぬき市総合計画」、2004(平成16)年3月に「人権教育及び人権啓発の推進に関するさぬき市基本計画」を策定しました。そして、2014(平成26)年3月にはこれらを統一した「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針」を新たに策定し、子どもから高齢者まで、すべての市民が人権意識の高揚に努めるとともに相互理解を深め、差別のない、明るく住みよい、共に生きていくことができる社会の実現を目指して人権教育及び人権啓発を進めてきました。

その後、2018(平成30)年9月に実施した「さぬき市人権・同和問題意識調査」(以下、「2018意識調査」という。)の結果を踏まえて、2020(令和2)年12月には「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針」の見直しを行い、部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、さらなる取組を行っています。

今回は、2023(令和5)年に実施した「さぬき市人権・同和問題意識調査」(以下、「2023意識調査」という。)の結果及び2025(令和7)年6月に閣議決定した「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」を踏まえ、近年多発している新たな人権課題も含め、本市における今後の人権教育・啓発についての方向性を明らかにするために「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針(第2次改訂版)」を策定するものです。

2 基本的理念

本指針は、市民が学校、地域、家庭、企業その他あらゆる場において実施される人権教育・啓発を通じて正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を日常生活において身につけ実践することにより、市民一人一人の人権が保障され、共に生きていくことができる社会の実現を目指すことを基本的理念とします。

3 策定の背景

(1) 国際社会の取組

国際連合(以下、「国連」という)は、第二次世界大戦の惨劇を二度と繰り返さない、平和の維持と国際協力を目的として1945(昭和20)年10月に51か国の加盟国により設立されました。日本は1956年12月、80番目の加盟国として加盟しました。

1948(昭和23)年12月の国連第3回総会では、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択され、世界各国の憲法や法律に取り入れられるなど、強い影響を及ぼしています。

その後も今日に至るまで、国連は多くの人権に関する各種条約や宣言を採択しながら、人権が尊重される世界を目指して取組を進めてきました。しかしその後も世界各地において、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的加害に起因する紛争、テロなどの深刻な問題が後を絶ちません。

このような深刻な状況を前に、国連は、全世界における人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)と定める決議とそれに伴う行動計画を採択し、各国において国内行動計画が策定されました。これを受けて日本でも1997(平成9)年に「国内行動計画」が策定され、学校・地域・職場において総合的に人権教育・啓発が進められてきました。さらに2005(平成17)年には「人権教育のための世界計画」を開始し、5年ごとに段階を区切り、特定のテーマや課題に焦点を当てた人権教育の取組が進められてきました。

また、2015(平成27)年9月の国連総会において全会一致で採択された「SDGs(持続可能な開発目標)」は、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を尊重する」を理念とし、根底にはすべての人の人権尊重と尊厳の保持を掲げています。このSDGsの17の目標では企業活動における人権の尊重についても注目されており、「ビジネスと人権」は重要な取組と位置付けられています。わが国においても、2022(令和4)年に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」^{※1}が決定され、企業は経済活動の中で人権尊重への取組に努めることが求められています。今後も、世界的な人権意識の高まりと各国の様々な取組を注視していく必要があります。

※1 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」は、企業が自社だけでなく、取引先(サプライチェーン)を含む過程のすべてにおいて強制労働や児童労働などの人権侵害がないように、日本政府が2022(令和4)年に策定した行動指針で、法的な拘束力はありませんが、このガイドラインに基づいて、人権に配慮した取組や体制の構築を行うことが求められるものです

(2) 国・県の取組

わが国では、1947(昭和22)年に「基本的人権の尊重」などを基本原理とする「日本国憲法」が施行され、この憲法が保障する基本的人権の確立とその擁護を図るため「教育基本法」「障害者基本法」「高齢者対策基本法」「男女共同参画基本法」などの法律を制定し、誰もが公平・公正を保てるよう各種施策が実施されてきました。

1965(昭和40)年には「同和対策審議会答申」を受け、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が施行され、2002(平成14)年までの約33年間、同和对策事業が行われました。特別措置法の失効後は特別な施策ではなく、一般行政の施策の中で取り組まれ、現在に至っています。

一方、人権尊重の潮流が国際的に進展する中では、国際社会の一員としての役割を果たすため、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准し、人権尊重社会の形成に努めてきました。

また、国連での「人権教育のための国連10年」の採択を受け国内行動計画を策定し、わが国における人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供を積極的に行うことになりました。

対象は、特に人権とかかわりの深い市職員、教職員・社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防関係者、マスメディア関係者等で、これらの職業に従事する者への取組を強化するとともに、インターネットによる人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害者、部落差別(同和問題)、外国人、ハンセン病元患者及びその家族、H I V感染者等、性的マイノリティなどの重要課題に積極的に取り組むこととしています。

さらに、わが国固有の人権問題である部落差別(同和問題)の早期解決に向けた在り方について検討した「地域改善対策協議会」は、1996(平成8)年の意見具申において、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきである」と提言しました。こうした意見具申の趣旨に沿って、1996(平成8)年12月には「人権擁護施策推進法」が5年間の時限法として制定され、同法に基づき「人権擁護審議会」が法務省に設置されました。さらに2000(平成12)年12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、同法によって人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明記され、その後2002(平成14)年3月に国の基本計画が策定されました。

また、国の重要な法律として、2016(平成28)年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、同年6月に「本邦外出身者

に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、同じく12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、これらはいわゆる「人権三法」と呼ばれています。

本県では、1998(平成10)年3月、「香川県人権教育のための国連10年推進本部」を設置して、1999(平成11)年3月「人権教育のための国連10年香川県行動計画」を策定しました。

その後、2003(平成15)年12月に「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の実現に向けた取組を進めています。2013(平成25)年12月には、県の総合計画や個別計画との整合性をはかるとともに、人権に関する法律の整備や新たな人権課題に対応するため、基本計画の一部を改正しました。

また、2015(平成27)年12月に策定した「新・せとうち田園都市創造計画」においては、人権尊重社会の実現に向け、人権啓発の推進、人権・同和教育の推進、人権擁護活動の充実といった施策について実施することを明記し、現存する不当な差別、社会情勢の変化による新たな人権課題に対して、効果的、効率的に人権・同和教育とその啓発に取り組んでいます。

(3) さぬき市の取組

本市は、2002(平成14)年4月1日の5町(津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町)合併とともに「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」を制定、2003(平成15)年3月に「差別をなくし、人権を擁護するさぬき市総合計画」を策定しました。

2003(平成15)年9月9日には「人権尊重都市宣言」を行い、2004(平成16)年3月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき「人権教育及び人権啓発の推進に関するさぬき市基本計画」を策定し、部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権問題の解決に取り組んできました。

また、2016(平成28)年、いわゆる人権三法が施行されたことを受け2017(平成29)年6月に「さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例」を「さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例」に全部改正しました。

その後、「2018意識調査」の結果を受け、2020(令和2)年「さぬき市人権教育及び人権啓発に関する基本指針(改訂版)」を策定し、本市の人権教育並びに啓発における方向性について見直しを図りながら、各分野において一人一人の人権を尊重した各種施策に取り組んでいます。

近年のインターネット上の誹謗中傷をはじめとする新たな人権問題への防止に関する施策等も含め、今後も国や県の人権教育・啓発に関する基本計画をはじめ、本市の第2次さぬき市総合計画後期計画、さぬき市教育大綱及びさぬき市教育振興基本計画並びに本指針に沿い、総合的かつ積極的に推進します。

4 さまざまな人権を取り巻く現状と重要課題への対応

(1) インターネットによる人権侵害

近年は、スマートフォンをはじめとする各種情報端末の普及と共に、情報の拡散力が高いSNSが広く普及し、情報伝達媒体としてのインターネットの活用が急速に進展を遂げています。このことにより、多種多様な情報を瞬く間に世界に向けて発信することが可能となったり、様々な情報を簡単に入手したりすることが可能となりました。しかしながらその一方では、匿名性の高い環境下であることを利用した他人への誹謗中傷や差別的表現あるいは特定の人のプライバシーを侵害するような人権侵害事件も増加しており、深刻な社会問題になっています。

このような状況を受け、国は2024(令和6)年5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(通称「プロバイダ責任制限法」)の一部を改正する法律を成立させ、翌年5月には「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」(通称「情報プラットフォーム対処法」)を施行して、大規模プラットフォーム事業者への対応の迅速化及び運営状況の透明化を義務付けました。また、令和4年(2022年)には刑法を改正して侮辱罪の法定刑を引き上げるなど、規制を強化しています。

本市が実施した「2023意識調査」では、市民が最も関心のある人権課題は「インターネットによる人権侵害」で4割近くに上り、「インターネット等による人権侵害に対する考え」では、8割を超える市民が「事実とは限らないので見極めが必要である」、「ルールやマナーを守って利用するための教育・啓発を行うべきである」と回答しています。この調査結果を踏まえ、本市では、学校における情報モラル教育^{※1}の充実を推進するとともに、すべての市民に対してインターネットを発信源とするあらゆる情報に対し、その信用性について自らが判断する力をつけ、誤った情報を拡散しない、あるいはインターネット上の人権侵害で被害者にも加害者にもならないための研修・啓発を実施します。また、インターネット上の誹謗中傷等を防止するための条例を制定し、市の責務と市

民の役割を明らかにした上で、「責任ある情報発信」いわゆるインターネット・リテラシー※2を高めるための教育・啓発に取り組むと同時に、万が一被害者になった際の救済に向けた相談体制の充実にも取り組みます。

インターネットによる人権侵害は、あらゆる人権課題に密接かつ横断的に関連する問題です。したがって、本基本指針におけるすべての人権課題に「インターネットによる人権侵害」を共通事項として加えて各施策に取り組みます。

【市関係部署における既存の施策】

- インターネットモニタリング研修(職員対象)の実施
- 講演会・研修会の実施
- 広報紙による周知・啓発 など

※1 情報社会の特性(情報の拡散性、匿名性など)を理解し、他者の権利を尊重しながら、自らの行動に責任を持ち、安全かつ適正に情報機器やネットワークを利用できる判断力や態度を育てる教育のこと

※2 情報モラルやセキュリティ知識を含め、インターネットを安全・円滑に利用し、その恩恵を享受するために必要な能力のこと

(2) 女性

本市では、2004(平成16)年に「さぬき市男女共同参画プラン」※1を策定するとともに、2009(平成21)年には「さぬき市男女共同参画推進条例」を公布・施行して、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組んでいます。

本市が2023(令和5)年に行った市民アンケート調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、8割近くが反対の回答をしており、性別によって役割を分担したり、価値観を押しつけないのではなく、自分の個性や能力を生かす考え方を大切にする傾向が強くなっています。しかしながら一方では、例えば災害時における様々な意思決定の場に女性の参画が十分に確保されず、避難所等の環境に女性や社会的弱者へのニーズが反映されないといった課題があることも現実です。このようなことから、今後もジェンダー平等と、ジェンダーの視点を確保し、市民一人一人の意識改革につながる取組を継続することが必要です。

また、家事や育児、介護などをしながら働き続ける人が増えたことで、仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)に悩んでいる市民も多くいます。これは、急速に変化する社会・経済情勢や価値観の多様化によって、従来型の働き方やライフスタイルとの間にずれが生じていることが背景の一つと考えられ、柔軟な働き方や生活のあり方を見直す意識がますます重要となっています。

さらに、配偶者や恋人からの暴力をはじめ、各種ハラスメントや性犯罪・性暴力などは、心身の健康や尊厳、ときに生命を脅かす人権侵害であり、絶対に許されるものではありません。しかしながら、その加害者と被害者は、人権侵害の事実気づいていないことが多いことから、周囲の市民が変化に気づく意識や支援と救済の手を差し伸べる勇気を持つことが大切です。

こうした状況を踏まえ、2024(令和6)年度を始期とする「第3次さぬき市男女共同参画プラン」では、「自分らしく、ともにいきいきと生きることができるまち」を基本理念に掲げ、生涯を通じた男女共同参画意識を浸透させる機会の提供をはじめ、多様な働き方への理解促進、あらゆる暴力の根絶につながる広報・啓発活動の推進に継続して取り組めます。

【市関係部署における既存の施策】

- 男女共同参画意識の醸成につながる市民参加型事業の実施
- 誰もがあらゆる分野で活躍できるまちづくりに向けた啓発活動の実施
- DV(デートDV)防止啓発活動の実施 など

※1 「さぬき市男女共同参画プラン」は、2004(平成16)年に策定以降、2014(平成26)年に第2次プランを、2024(令和6)年度に第3次プランを策定しています

※2 「第3次さぬき市男女共同参画プラン」の策定に当たり、市民の意識や実態、問題点や意見などを把握し、施策を検討する上での基礎資料とするため、18歳以上の市民のうち2,000人を無作為に抽出し実施したアンケート

(3) 子ども

本市では、1951(昭和26)年に制定された「児童憲章」及び1989(平成元)年に国連総会で採択された「児童の権利に関する条約(児童の権利条約)」の趣旨を踏まえ、教育・福祉・保健等の関係機関が連携を図り、常に子どもの最善の利益を考慮し、子どもの権利を守るための取組を進めています。

家庭等における子どもに対する重大な人権侵害である「虐待」については、2000(平成12)年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」等に基づき、要保護児童対策地域協議会を設置し、こども家庭センターにおいて虐待の相談や通告を受けるとともに、虐待を受けている児童の保護や家庭の支援に努めています。

一方、学校等における子どもの人権問題である「いじめ」「体罰」「不登校」については、家庭と学校等との連携を密にし、常に子どもの動向を把握するとともに、スクールカウンセラーや相談機関の助言も受けながら問題の解消に努めています。しかし、依然として虐待をはじめとする人権侵害や人権問題は解

決されておらず、子どもの将来に様々な影響を及ぼしています。これらの背景には、社会や地域における人間関係が希薄になり、子育てをする保護者が周囲から孤立するなど、子育てをめぐる環境の変化が大きく影響していると考えられます。したがって、虐待やいじめなどを未然に防止するためには、子育て不安に苦しむ保護者に対し、地域全体で子育てを応援していくことが求められています。今後は、子どもの人権を守るため、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」などの趣旨に沿った人権教育・啓発を行うとともに、子どもの発達・経験の個人差や国籍・文化の違いなどを互いに尊重する心が育つよう、子どもの人権に配慮した教育・保育を進めていきます。

さらに、2023(令和5)年に施行された「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、本市で育つすべての子どもや若者が、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、2025(令和7)年3月に策定した「さぬき市こども計画」に沿って、子どもを安心して産み・育てられる支援体制の整備や、子どもたちが明るくのびやかに育つ環境づくりなど、子ども・子育て支援施策を総合的・計画的に展開していきます。

【市関係部署における既存の施策】

- 要保護児童対策地域協議会における研修・啓発活動の実施
(デートDV予防講演会の実施、オレンジリボン・児童虐待防止啓発キャンペーンの実施など)
- こども家庭センターの設置(令和 7 年 4 月) など

(4) 高齢者

超高齢化、核家族化に伴い、介護や支援を必要とする高齢者が増加する一方で、コミュニティの希薄化により地域での見守りが困難になっています。

このような状況にあって、一人暮らし等で社会から孤立し、生活において支援を必要とする高齢者がますます増加しています。また、高齢者に対する虐待や特殊詐欺(悪徳商法)による被害など高齢者の人権に関わる深刻な問題も生じています。

こうした状況を踏まえて、本市は2024(令和6)年3月に「さぬき市高齢者福祉計画」^{※1}を策定し、「住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」

を目指し、保健・医療・福祉の連携はもとより、地域住民・事業者・行政それぞれが主体的に参画し、協働と連帯に基づくパートナーシップを構築しながら、地域住民が主体的に取り組んでいける地域づくりを推進し、公的な福祉サービスへのつながりを含めた総合相談支援体制の整備について、地域福祉計画と連携を図りながら取り組んできました。

具体的な取組として、まず、地域において継続的に住み続けることができるように、一人暮らし、認知症や要介護の高齢者の安否確認システム、権利擁護システムを構築し、地域における安心な生活の確保を進めていきます。

介護保険制度については、将来にわたり安定的で持続可能なものとするため、真にサービスが必要な高齢者が適正な要介護(要支援)認定を受け、事業者がルールに基づいてサービスの提供を行うよう、保険者機能を発揮した介護給付費等の適正化事業の一層の推進に努めていきます。

また、介護保険制度の多様なサービスについて身近なところで相談支援できる体制を充実させるため、地域包括支援センターを中核として地域の様々な機関が必要に応じて関わることをできるようにネットワークを構築するなど機能強化を図ります。

超高齢化社会を迎え、高齢者が生きがいを持って生涯現役で過ごすためにも、食事や運動などの生活習慣の改善と機能低下を防ぐための介護予防事業が重要となります。各種介護予防事業の取組を推進することで、生活習慣病予防、自立支援・重度化防止に向けた取組を一層推進するとともに、高齢者が自らの豊かな知識や経験を生かした地域活動ができるよう、生きがいづくり、社会参加・社会貢献に向けた取組への支援を進めていきます。

【市関係部署における既存の施策】

- 介護予防教室事業の実施
- さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の開催
- さぬき市成年後見制度利用支援事業の実施
- さぬき市在宅医療・介護連携推進協議会の開催
- タクシー助成制度の実施
- 講演会・研修会の実施 など

※1 介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量等を定める介護保険事業計画を一体的に策定するもの

(5) 障害者

本市では、障害のある人もない人も一人一人の生き方を大切に、地域とのつながりやあたたかいふれあいのなかで、自分らしい生活を送ることができる「共生のまちづくり」を目指して、2003(平成15)年3月に「さぬき市障害者計画」を、2007(平成19)年3月には具体的な障害福祉サービスの数値目標を定めた「障害福祉計画」を策定し、計画的かつ総合的に推進してきました。

2024(令和6)年3月には、さぬき市総合計画等との整合性を図りつつ、従来の計画を発展させるとともに、本市の障害者を取り巻く現状や児童福祉法の理念を踏まえた、「第7次さぬき市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定し、福祉施策の充実に向けて取り組んでいます。

また、本市では、障害を理由とする差別の解消について市民の関心と理解を深めることなどを目的として、啓発活動に取り組んでおり、2019(平成31)年3月に、「さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる社会づくり条例」を、2019(令和元)年7月には、「さぬき市手話言語及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例」を施行しました。

今後も、これらの計画や条例に基づき、障害のある人に対する偏見や差別意識を解消し、障害者の人権についての正しい理解と認識を深めるための啓発活動を推進するとともに、社会的な障壁の除去に対しての取組を一層推進します。

また、教育活動においても、障害のある児童生徒の実態を把握し、より充実した取組を進めます。

生活支援においては、障害のある人自らの選択により、適切に利用できる福祉サービスを充実させるとともに、障害のある人やその家族からの様々な相談を受ける体制を整備し、障害のある人等のニーズを的確に把握し必要な支援を行うよう取り組んでいくとともに、成年後見制度等による障害者の権利擁護事業の取組も促進していきます。

また、雇用・就労においても、障害のある人がその能力を発揮し、社会の一員として活動できるよう地域自立支援協議会^{※1}での就労の取組を行うほか、幅広く関係機関と連携し、就労に向けた支援策に取り組めます。

【市関係部署における既存の施策】

- 発達障害者相談支援事業ほっとすてっぷの実施
- 手話通訳者および要約筆記者の派遣

- 障害者相談員の設置 ○ タクシー助成制度の実施
- 社会参加支援の実施(レクリエーション等活動支援、点字音声・声の
 広報発行事業等)
- 講演会・研修会の実施 など

※1 さぬき市・東かがわ市の福祉関係機関や就労支援機関等で構成された大川圏域地域自立支援協議会は、地域社会の中で障害のある人が、より豊かに安心して暮らすための仕組みづくりを目指して、当事者やそのご家族などからのさまざまな相談やニーズについて、関係機関が連携を図りながら解決に向けての具体的な方法を検討しています

(6) 部落差別(同和問題)

1965(昭和40)年に国の同和対策審議会において「同和問題の解決は、国の責務であり、同時に国民的課題である」との答申が出され、1969(昭和44年)に「同和対策事業特別措置法」が制定されました。これにより、2002(平成14)年に国の特別対策事業法が失効するまでの33年間、同和地区の生活環境の改善や住民の生活向上を図るため、法律に基づくさまざまな特別対策事業が行われました。そして、法律が失効した後も本市では同和地区住民の生活の安定と自立を図るため、一般対策を有効かつ適切に活用することを基本として、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努めながら、市民の部落差別(同和問題)に対する正しい理解と認識を図るための取組を進めています。

しかし現在もなお、就労・教育面での実態的な差別や、結婚・交際などの面における心理的な差別について、課題が残されている状況となっています。また、近年はインターネット上で特定の地域の情報を摘示し動画で拡散する事案も発生しており、このような部落差別(同和問題)に対する誤った意識を植え付けようとする行為が重大な社会問題となっています。さらに、一部の行政書士等が職務上の権利を悪用して戸籍謄本や住民票などを不正に取得し、個人の人権を侵害する行為も全国的に後を絶たない状況です。

「2023意識調査」の結果では、結婚や就職に際しての身元調査について5割を超える人が「必要ない」と回答しましたが、まだ約4割の人が「必要なことだ」「みんながやっているからやむを得ない」などと肯定的な考えを持っていることが分かりました。さらに、「今も部落差別(同和問題)が存在するのはなぜか」との問いに対しては、4割を超える市民が「部落差別(同和問題)に関する正しい知識を持っていない人がいるから」と回答していることから、市民一人一人の人権意識の醸成を推進することが必要不可欠であると捉えられます。

今後は、「部落差別の解消の推進に関する法律」※¹を基軸に、辛立文化センターや教育集会所、公民館等を拠点に住民交流を促進する中で、日常生活に根ざした身近な人権問題や実例を挙げながら、「気づき・学び・行動する」の実践につながるような参加・体験型の研修を積極的に取り入れ、差別を生み出している社会的認識を変えていくような理解の推進を図ります。

また、企業に対しては、部落差別(同和問題)とえせ同和行為※²について正しい認識を深めるほか、公正な採用選考や「サプライチェーンのガイドライン」をより一層推進するなど、関係機関との連携のもと企業研修の充実を図ります。

【市関係部署における既存の施策】

- 登録型本人通知制度の推進
- 企業研修の実施
- 人権出前講座の実施
- 市職員等研修の実施
- 広報媒体を活用しての啓発 など

※¹ 平成28年12月16日から施行された法律で、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、国や自治体、国民が一体となってこれを解消し、部落差別のない社会を実現することを目指す法律

※² 「えせ同和行為」とは、部落差別(同和問題)を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為であり、部落差別(同和問題)の解消を阻む要因となっています

(7) 外国人

2026(令和8)年1月1日現在、本市の住民基本台帳に登録している外国人は792人であり、国際化の進展や外国人労働者の増加等もあいまって外国人住民は増加傾向にあります。さらに、外国人住民の出身国・地域は約30か国となるなど、市民の文化的背景や生活習慣の多様化も進んでいます。

地域において、外国人住民にも暮らしやすい環境づくりを推進していくためには、単に行政が外国人住民に対して必要な施策を講じるだけでなく、地域全体が、日常の生活を共にする市民の一員として、外国人住民の人権を尊重し、温かく受け入れていく姿勢が重要です。

しかしながら、言語や宗教、文化、習慣などへの理解不足から生じる偏見や差別意識から、地域や職場において摩擦が生じている現実もあります。また、ごく一部の外国人が起こした問題行動を取り上げて、すべての外国人が危険であるかのように摘示することは、外国人に対する偏見や差別意識を助長するだけでなく、誠実に生活している外国人の尊厳を深く傷つける重大な人権侵害で

あり、絶対に許されるものではありません。

こうした状況を踏まえ、同じ地域に住む外国人住民の文化や習慣の違いなどを積極的に受け入れ、互いに市民として尊重し合う人間関係を築きながら地域社会の一員として共に暮らすことができる「多文化共生社会」※¹への理解を促す意識づくりを推進します。また、状況や対象を問わず多くの人が理解しやすい共通言語として注目を集める「やさしい日本語」※²の普及啓発など、市民の国際理解を深める活動に継続して取り組みます。

【市関係部署における既存の施策】

- 「やさしい日本語」普及啓発活動の実施（隔年）
- 異文化理解につながる市民参加型事業の実施
- 外国人のための防災訓練の実施（隔年）
- 日本人住民と外国人住民の交流促進事業の実施 など

※¹ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きる社会

※² 普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のこと
当初は外国人への情報伝達を目的としていましたが、現在は、小さな子どもや高齢者、障害のある方などにも有効な情報伝達手段だと考えられています

（８）ハンセン病元患者及びその家族、H I V感染者等

ハンセン病に関しては、1996(平成8)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、国による不当かつ強制的な隔離政策が終結し、2008(平成20)年6月には、ハンセン病問題の解決の促進に関しての基本理念を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」※¹が成立しています。

また、2019(令和元)年11月にはハンセン病患者の家族たちが受けた差別についても国に責任があるとし、名誉の回復等の対象にその家族を追加して、ハンセン病患者・元患者、家族等が地域社会から孤立することなく、良好で平穏な生活を営めるための法改正が行われました。

ハンセン病は感染症なので遺伝することはなく、また、治療法が確立された現在では、早期発見と適切な治療で完治する病気です。しかしながら、長年にわたる徹底した隔離施策等のため、ハンセン病が恐ろしい病気であるという誤った認識は根深く、ハンセン病の元患者やその家族等は、今もなお社会復帰が困難な状況にあります。このようなことから、同じ過ちを繰り返さないためにも、病気に対する正しい知識の普及はもとより、偏見や差別のない社会を実現するための教育・啓発活動を推進します。

H I V感染者等に対しては、早期発見及び早期治療を適切に行うことで発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができるほか、日常生活で感染する可能性はほとんどない病気です。しかし、誤った情報により、いわれなき偏見や差別が生まれ、感染者・患者あるいはその家族が就職で不利になったり、病院で診療を拒否されるなどの人権問題につながったりしています。

このことから感染者等への偏見や差別意識を解消し、人間としての尊厳と自由を認めあう共生の社会の実現を目指して、学校や保健機関等との連携のもと、正しい理解と関心を深める普及啓発活動を推進します。

(9) 性的マイノリティの人々

私たちが暮らす社会には、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人や、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が同性や両性(男女両方)に向いている人などがいます。社会的に少数派となるそうした人たちのことを「性的マイノリティ」といい、性的マイノリティを表す言葉の一つとして「L G B T」※¹があります。

「2023意識調査」では、6割を超える市民が「性は多様であり、一人一人違って当然である」と回答しましたが、一方で「性的少数者の問題であって自分には関係ないことだ」「性的少数者のことを認めたくない」との回答が8.9%あり、約1割の市民は否定的であることが明らかになりました。

2023(令和5)年6月に国は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(L G B T理解増進法)」を制定して性的マイノリティに対する寛容な社会の実現に向けた取組を進めており、本市でも2022(令和4)年4月に同性カップルの関係を公に認めるパートナーシップ宣誓制度を導入しています。また、2025(令和7)年10月には、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入し、申請に関する宣誓者の負担軽減に努めているほか、パートナーシップの関係にある方の子や父母等も家族として認めるファミリーシップ制度の導入についても検討を進めています。

L G B Tは新しい人権課題です。また、L G B Tの当事者は人数的に少数であることに加え、社会生活で理解が得られずに偏見や差別によって不当な扱いを受けることもあり、自分の性的指向や性自認を他人に知られたくないと思っている人も多くいます。そのような人にとっては、許可なく他人にアウティング(暴露)することも重大な人権侵害です。

市民に対し、性的マイノリティの当事者が不安を感じながら生きていることの理解を図り、一人一人が、多様な性のあり方について正しい理解や認識を深めるとともに、多様性を認め合う人権尊重の意識を高められるよう教育・啓発に取り組みます。

※1 「LGBT」:「L」=Lesbian(レズビアン):女性の同性愛者、「G」=Gay(ゲイ):男性の同性愛者、「B」=Bisexual(バイセクシュアル):男性も女性も好きになる人、「T」=Transgender(トランスジェンダー):生まれた時の性別と心の性が異なる人

このほか、近年は「Q」=Questioning(クエスチョニング):自分自身の性的指向や性自認がはっきりしていない人(または意図的に決めていない人、決めたくない人等)や、自身の性的マイノリティが「L・G・B・T・Q」のいずれにも当てはまらない「+ (プラス)」を加え、それぞれの頭文字をとって「LGBTQ+」と表現することもあります

(10) その他の人権問題

刑を終えて出所した人については、保護司等と連携し社会復帰を進めています。しかし、罪を犯した人やその家族に対する差別や偏見は根強く、安定した職業に就くことや住居の確保ができないなど、円滑な社会復帰をすることが困難となるために再び罪を犯してしまうといったこともあります。

2016(平成28)年12月に施行された再犯の防止等の推進に関する法律では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記され、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました^{※1}。福祉、医療、保健などの各種サービスを提供する関係機関と連携を取りながら、立ち直ろうとする人を地域で支えていくための計画及び啓発を進めていきます。

このほか、ホームレス、アイヌの人々への差別、人身取引やハラスメント等、人権に関わる問題には様々なものがあります。このような人権問題に対応するため、国・県の関係機関はもとより、保護司会、更生保護女性会、人権擁護委員等と連携し、今後生じる新たな人権問題も含めて、それぞれの問題の解決に向けた必要な施策に取り組みます。

※1 さぬき市では、令和7年3月に策定された「さぬき市第5期地域福祉計画・さぬき市第5期地域福祉活動計画」の中で、再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年12月施行)第8条に基づく、「さぬき市再犯防止推進計画」として位置付け、更生保護関係の支援者・団体や関係機関などが連携して、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を支援するとともに、市民や地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないことで、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すための取組を計画しています

5 人権教育・啓発の推進について

さぬき市は、さぬき市まちづくり条例(平成17年条例第2号)で、今まで以上に「住みやすい」「ずっと住み続けたい」と思えるまちづくりを目指し、「市民が主体となるまちづくり」を推進するとともに、さぬき市総合計画の後期計画では、人権についての理解と認識を深め、人権を尊重する意識や態度を身に付けることなど、「学ぶ意欲と豊かな心を育むまち」を基本目標として推進しています。

また、さぬき市教育大綱では、「あらゆる市民の人権を尊重し、協調と連帯の心を持つひとづくり」を基本方針の一つとして掲げ、教育振興計画にはその方針のもと施策を展開することとなっています。

差別や人権侵害には、悪意や偏見を持って意図的に行われるものと、これらがなくても、自分自身の思い込みや決めつけによって無意識にとった行動や発言が結果として相手を傷つけてしまうことがあります。これを「アンコンシャス・バイアス」※¹や「マイクロアグレッション」※²と言い、悪意がないために気づきにくく、誰もが加害者になり得る可能性がある問題です。私たち一人一人がその可能性を認識し、日常生活のあらゆる場面において、相手の人権を尊重する意識を高めていくことが大切です。

また、「2023意識調査」では、「一人一人の人権が大切にされる、住みやすいさぬき市」を実現するためには学校教育の充実に力を入れるべきであるとの回答が5割近くに上りました。しかしながら、人権問題は極めて社会的な問題であり、学校教育だけでそれを実現させるには難しいのが現状です。さらに、近年ではインターネットの普及やデジタル技術、科学技術の発展などに伴い、人権問題もより多様で複雑に変化しています。

このようなことから、本市では人権教育・啓発活動の重要性を再認識し、幅広い世代へ「学びの場」を提供するとともに、人権教育と啓発活動や学校教育と社会教育がお互いに融合、連携しながら人権尊重の精神の普及に努め、幼児から高齢者までの発達段階、ライフステージ及び地域の実情に合わせ、家庭や学校、企業や地域などのあらゆる場に応じた系統的な取組を推進します。

※1 「アンコンシャス・バイアス」は、これまでの経験や周囲の環境などから無意識に形成された思い込みであり、例えば、「お茶汲みは女性の仕事」、「若いからパソコン操作に詳しいだろう」など、性別や年齢によって役割や能力を決めてしまう考え方が挙げられます

※2 「マイクロアグレッション」は、悪意なく発せられる無意識の思い込みなどによる発言によって、相手を傷つけたり不快にさせたりすることであり、例えば「お父さんが家事をするなんてすごいですね」「若いのにしっかりしていますね」など、褒めているつもりの発言であっても、性別や年齢に対する固定観念が前提になっている発言をすることなどが挙げられます

(1) 人権教育

ア 学校等での取組

小・中学校、幼稚園及びこども園では、「さぬき市教育振興基本計画」のもと、一人一人が人権感覚や意識を高め、人権問題の解決に向けた行動につながるよう、あらゆる人権問題を正しく理解し、認識を深められる教育・啓発活動を推進します。また、保育所では、「保育所保育指針」に基づき、人に対する愛情と信頼感そして人権を大切にする心を育む就学前人権教育の取組を進めています。

学校等では発達段階に応じた多様な教育・保育実践の推進から、自尊感情やお互いを尊重し合う人権感覚を養うとともに、日常生活の中の不合理に気づく人権感覚とあらゆる人権課題に対する偏見や差別を解消していく意欲と実践力の育成を目指しています。

また、学校等における人権教育・啓発を進めるだけでなく、子どもたちの人権意識に大きく影響を与える保護者や教職員に対しても研修会・講演会等を通して、人権教育・啓発を図っていきます。

【既存の具体的取組】

- 教職員に対する研修の実施
- 人権・同和教育推進事業の実施
- 人権啓発作品の制作
- 人権学習発表会の実施
- 校外学習での人権に配慮した施設等の見学・体験 など

イ 社会教育での取組

① 地域社会

地域社会における人権教育では、市民一人一人が、日常生活の中にある身近な人権問題に「気づき」「学び」「態度や行動に現す」ことができる人を育てることが重要です。そのためには、市民ニーズを的確に捉え、身近で具体的な人権課題の解決事例を取り上げるとともに、当事者など様々な立場の人との交流や意見交換や参加・体験型の講座を取り入れるなどの創意工夫を図り、行政はもとより、家庭や学校、企業や地域が一体となって、取組の創造・創出を目指します。

また、幸立文化センター及び公民館など地域に密着した施設を活用して人権教育・啓発活動を実施することに加え、社会教育関係団体や市民団体及び

自治会など地域の各種団体やグループを対象とした講座の推進により一層取り組むとともに、市民等の自主的な学習を促進するために、講師派遣や人権に関する視聴覚教材の貸出し、人権講演会や人権劇など人権教育推進の事業に対して補助制度を活用した支援を行います。

【既存の具体的取組】

- 人権出前講座の実施
- 人権・同和教育推進事業補助金の交付 など

② 家 庭

幼児期において、家庭は人権意識の形成に最も重要な場です。子どもたちは、豊かな感性で、毎日身近な大人の言動を見聞きして学んでいます。したがって、家庭の中では、まず、保護者自身が偏見を持たず、差別をしない、許さない姿勢を子どもたちに見せたり、日常の生活や会話の中で「自分は大切な存在である」という自尊感情を育むとともに、「他者も自分と同じように大切な存在である」と感じる人権感覚を養うことも肝要です。

また、不登校やいじめ問題に加え、近年ではインターネット上での誹謗中傷など子どもたちの心身を脅かす社会問題が深刻化していることから、幼児期から命の尊さに気づかせる育みや、自他を尊重する心の育成が極めて重要となります。

これらのことから、保育所・幼稚園・認定こども園及び小・中学校と連携を図りながら、保護者自らが人権意識を高めるための講演会などを支援するほか、親子での体験学習などを通じて保護者への啓発にも取り組みます。

【既存の具体的取組】

- 家庭教育学級での啓発
- 人権・同和教育推進事業の実施 など

③ 企 業

近年、長時間労働による過労死、就職活動の際や職場における様々なハラスメント(嫌がらせ)行為や不当な差別など、企業に関わる様々な人権問題がメディア等で大きく取り上げられることがあります。

こうした人権問題への対応は、その企業の印象に大きく影響を及ぼすとともに、企業の価値にも大きく関わるものです。そのため、各企業は、すべての人々が持っている固有の権利である「人権」の観点から、働く人々が多様

で柔軟な働き方を自分で選択できる環境づくりや人権が尊重された明るい企業づくり、人権侵害を許さない環境づくりなどに注力する必要があります。

近年「ビジネスと人権」は、SDGsの達成に寄与する要素として位置づけられ、これに伴い企業活動を見直そうとする動きが国内外において高まっています。そして、企業の社会的責任(CSR)や社会的責任投資(SRI)に対する関心の高まりも相まって、人権デュー・ディリジェンス^{※1}を実践したり、人権尊重の考え方を積極的に企業方針に採り入れ職場内で人権に関する研修を行ったりする企業が増えてきています。

このようなことから、企業に対しては、市の商工会と連携し、人権週間や同和問題啓発強調月間などの機会を生かし、企業を訪問しながら、周知文やポスター、チラシ等の提供を通じて、企業が行う人権尊重に向けた取組の一助となるような周知・支援に努めます。

また、人権に関するDVDの貸し出しや講師の派遣をはじめ、市主催の講演会・研修会の案内、さらには企業が主催する講演会への経費助成など、多角的な視点で企業への啓発を推進します。

【既存の具体的取組】

- 企業研修会の実施
- 人権出前講座の実施
- 人権・同和教育推進事業の実施 など

※1 人権デュー・ディリジェンスとは、企業が自社の事業活動、製品、サービスに関連する「人権への負の影響」を特定し、防止・軽減し、どのように対処したかを説明し、情報公開していくための一連のプロセスを指します。強制労働や長時間労働などの問題を解決し、責任ある行動を徹底することで、企業が持続可能で安定した事業基盤を築くことを目指しています

ウ さぬき市人権・同和教育研究協議会での取組

さぬき市人権・同和教育研究協議会は、本市の人権・同和教育の推進に大きな役割を果たしていることから、組織のより一層の活性化や実効性のある活動を推進するとともに、行政との連携を図りながら、「市民総ぐるみ」で人権尊重都市の実現を目指します。

【市関係部署における既存の施策】

- さぬき市人権・同和教育研究大会の開催
- 人権まなび講座の開催
- 人権・同和教育担当者資質向上研修の実施 など

(2) 人権啓発

ア 社会情勢等を踏まえた内容の充実

「2023意識調査」の結果では、生活に身近な人権問題ほど関心が高いことから、人権啓発においては、日常生活の中の人権課題を取り入れながら幅広く理解と共感が得られる内容とすることが求められています。

また、インターネットを介した人権侵害をはじめ、子どもや女性、高齢者や障害者への虐待、あるいはそれらが複合的又は加重的な形となる「複合差別」など、基本的人権の根幹を揺るがす事案や事件が増している社会情勢の中、他者の人権を尊重する意識が希薄になっている状況を受け、市民一人一人がお互いを認め合い、支えあう共生社会への理解を深めることも必要です。

このようなことから、人権啓発冊子やパンフレットの作成・配布、講演会や研修会の実施、視聴覚教材の放映及び広報紙への掲載により、市民の関心と認識を深めるとともに、あらゆる人権問題に直面した際に、それらを自己のこととして捉える意識と人権感覚を身につけ、自分はどうのように行動すべきか具体的かつ実践的な対応も交えながら啓発の在り方の見直しを図ります。

イ 市民参加・体験型の啓発活動の実施

啓発活動の方法については、関係機関や関係団体等の連携協力を得ながら、生活に身近な人権問題などを取り上げてのワークショップ、スポーツや高齢者疑似体験等の参加・体験を通じ、市民が人権課題に正しい理解と認識を深める教育・啓発活動に取り組み、これまでの「気づき」「学び」から主体的に「行動する」につながるよう推進します。

ウ 親しみやすく、わかりやすい情報発信の充実

広報紙などでの人権啓発記事について、身近な人権課題や風習、慣習などを親しみやすく、具体的な事例を挙げながら、人権課題を考える内容や情報の発信に努めます。

エ 人権啓発拠点施設の活用

辛立文化センターは、人権文化の発信基地であり、地域住民の福祉の向上とあらゆる人権啓発の拠点となる施設です。

夏・冬のつどいなどの住民交流事業、学習会や講演会の開催などを通じて、「気づき」から「学び」、そして「行動へ」とつながる機会や場を提供するとともに、人と人との交流を一層推進します。また、相談事業については、関係機関と緊密な連携を図るなど、より充実に努めます。

(3) 人材の育成

「2023意識調査」の結果では、学校教育を基盤とする人権・同和教育の充実が求められており、学校教職員は、人権尊重の理念に関する十分な理解と認識を持つことや実践的な指導力の必要性が高まっています。しかしながら、学校現場では教職員の世代交代が進み、人権・同和教育に関する知識・指導法等の継承が難しくなっているのが現状です。この喫緊の課題の解決に向けた取組として、若手教職員等の育成を図るための研修会の充実に努めます。

「知っている人権から実践する人権へ」、生活の中にある人権課題に気づき、一人一人の人権尊重を実践できるまちづくりに向け、先んじて、社会教育で地域や企業等における人権教育・啓発活動に関する指導者や推進リーダー等の養成、育成及び資質向上に努めます。

【市関係部署における既存の施策】

- 人権・同和教育推進のための若年研修
- 現地学習会の実施
- 人権・同和教育担当者会の実施
- 市民講座「しあわせ温かかふえ」の開催 など

(4) 相談体制の充実

市民からの相談は、人権をはじめ生活、医療、健康、教育、福祉、子育て等の多岐にわたるため、相談体制の充実が求められています。

このことから、行政は市民の身近な相談窓口として、関係課、関係機関及び人権擁護委員等と人権相談や行政相談、法律相談等と連携・協力し、相談体制の充実を図るとともに、気軽に相談できる雰囲気づくりや相談窓口の周知にも努めます。

(5) 効果的な推進のために

ア 国・県等との連携・協力

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のため、国や県、民間団体や企業等との連携・協力を図り、特に県や市町等で構成する「香川県人権啓発推進会議」や高松法務局等で構成する「高松地域人権啓発活動ネットワーク協議会」等との連携を強化します。また、保健・医療関係者、福祉関係者、警察、消防、報道関係者など人権に関わりの深い特定の職業に従事する職員についても、それぞれの関係団体等における人権教育・啓発の取組の充実が図られるよう、情報の提供等の協力を努めます。

イ 庁内の推進体制

「差別のない明るい住みよいまちづくり」の実現には、市民の人権を基軸においた行政運営を進めることが必要です。人権・同和問題の解決は行政の責務であることを念頭に置き、市の人権・同和対策本部を中心とした全庁体制による取組を進めていきます。また、職員は日ごろから人権尊重の精神に立って職務を遂行し、人権問題に直面した際には正しい対応ができるよう、研修の充実を図るとともに、人権啓発推進員リーダーの育成に取り組んでいきます。

【市関係部署における既存の施策】

- 人権・同和問題職員研修会の実施
- 人権啓発推進員研修の実施
- 人権・同和教育に関する全国・県研究大会等への参加 など

ウ 社会教育団体、市民団体等との連携

一人一人の社会的意識(常識)や人権意識を、学校や行政の人権教育・啓発だけで変えていくには限界があります。人権教育・啓発においては、だれもが暮らしやすい人権尊重のまちづくりを担う人材を育成する必要性があり、その担い手として重要な役割を果たすのは、地域に根差した社会教育団体や市民団体等であることから、まずは研修会への参加を働きかけ、その後、啓発者として主体的に活動する人材育成のために必要な取組を進めていきます。

【既存の具体的な取組】

- 人権・同和教育推進事業の推進
- 人権出前講座、人権まなび講座の実施

エ 広報媒体の活用

人権教育・啓発を効果的に行うためには、広く市民に対して人権問題について興味を持ってもらう必要があることから、市広報紙の人権啓発記事については、視覚的な読みやすさ、親しみやすい言葉選びや内容にするなどの創意工夫を図ります。

また、「2023意識調査」では、「人権に関する研修会等の開催を知らない」と回答した人が5割超となっていることから、新聞、テレビ等も含めた広報媒体の効果を生かした情報発信に努めるほか、同和問題強調月間(8月)などの啓発期間においては、市民が集まるあらゆる機会を通じ、啓発DVDの放映や香川県作成のDVDをケーブルテレビで放映するなど、各種広報媒体を積極的かつ有効に活用して、情報提供に努めます。

オ 基本指針の見直し

本市の人権をめぐる諸状況、人権教育・啓発の状況等の把握に努めるとともに、国・県の動向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて随時見直しを行います。

資 料

世界人権宣言（抜粋）

1948年12月10日
（国際連合第3回総会 採択）

第1条（自由平等）

すべての人間は、生まれながら自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条（権利と自由の享有に関する無差別待遇）

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

日本国憲法（抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等の原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（思想及び良心の自由）

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第98条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年法律第147号

(目 的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）

平成25年法律第65号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する

不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

- 2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第一章 総則

（趣旨）

第1条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害等があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務について定めるものとする。

（損害賠償責任の制限）

第3条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報等を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該申出に係る侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該侵害情報送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該侵害情報送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（発信者情報の開示請求）

第5条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発

信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第十五条第二項において同じ。)以外の発信者情報については第一号及び第二号のいずれにも該当するとき、特定発信者情報については次の各号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

- 一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
- 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
 - イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。
 - ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。
 - (1) 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所
 - (2) 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報
 - ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2～3項（略）

（申出者に対する通知）

第25条 大規模特定電気通信役務提供者は、第二十三条の申出があったときは、同条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

- 一 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき その旨
- 二 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかったとき その旨及びその理由

2項（略）

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

第26条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されていなければならない。

- 一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。

- 二 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。
 - 三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。
- 2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たっては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものとなるよう努めなければならない。
- 一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなった原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。
 - 二 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。
- 三、四号（略）
- 4 第一項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。
- （発信者に対する通知等の措置）

第27条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置（第二号及び次条第三号において「通知等の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従って講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならない。

- 一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた情報の発信者であるとき。
- 二 過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。

（措置の実施状況等の公表）

第28条 大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 第二十三条の申出の受付の状況
- 二 第二十五条の規定による通知の実施状況
- 三 前条の規定による通知等の措置の実施状況
- 四 送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）
- 五 前各号に掲げる事項について自ら行った評価
- 六 前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項

さぬき市人権教育及び人権啓発の推進並びに人権を擁護する条例

平成29年6月27日
条例第15号

さぬき市差別をなくし、人権を擁護する条例(平成14年さぬき市条例第125号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法並びに人間の自由及び平等を定める世界人権宣言を基本理念として、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、様々な人権問題を解決するため、市及び市民の責務を明らかにするとともに、市が人権教育及び人権啓発に関する施策(以下「人権施策」という。)を推進することにより市民の人権擁護のための社会的環境の醸成と人権意識の高揚を図り、もって全ての人の人権が尊重される明るく平和な住みよいまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、行政全ての分野において必要な人権施策を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚を図り、人権擁護に努めなければならない。

2 市は、国、県、家庭、学校、地域社会、企業その他関係機関等と連携しながら、計画的かつ効果的に人権施策を実施するよう努めなければならない。

3 市は、人権施策の推進及び人権擁護のため、必要に応じて調査を行い、その結果を市の施策に反映させるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、市が実施する人権施策に協力するとともに、人権について自己啓発に努めなければならない。

(審議会)

第4条 市は、人権施策その他の人権擁護に関する施策(以下「人権施策等」という。)を円滑かつ効率的に推進するため、さぬき市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権施策等を推進するための基本的な方策、様々な人権問題への取組方法等について調査審議し、意見を述べることができる。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

さぬき市障害を理由とする差別をなくし共に学び共に生きる
社会づくり条例(抜粋)

平成31年3月18日

条例第3号

全ての市民は、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。

しかし、依然として障害のある人に対する不当な差別、排除、制限などによる差別が存在しており、これらが障害のある人の日常生活や社会生活における活動を制約し、社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

不当な差別的取扱いの多くは、障害や障害のある人に対する誤解や偏見、その他理解の不足によるものであり、この社会的障壁を取り除くためには、市民一人一人が身近な問題として障害に関する正しい知識を習得し、障害や障害のある人に対する理解を深め、障害のある人とない人との相互理解が促進されなければならない。

ここに、私たちは、障害のある人もない人も分け隔てなく、全ての市民が同じ地域に暮らす一員として、「誰もが生き生きと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき市」の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消についての基本的理念を定め、

市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消のための施策等を定めることにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 障害を理由とする差別を解消し、第1条に規定する社会を実現するための取組は、次の各号に掲げる事項を基本的な理念(以下「基本理念」という。)とし、社会全体の責任として行わなければならない。

- (1) 全ての障害者は、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2) 全ての障害者は、日常生活及び社会生活において、障害者でない者と同等の機会の提供を受け、及び権利を行使することができること。

(3) 全ての者は、障害者に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。

(4) 全ての者は、障害の多様性及び個別性を認め合い、それぞれの立場を理解し、相互に協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、不当な差別的取扱いの多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を深めるとともに、前条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に対する理解を深め、障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じた合理的配慮の提供に努めるとともに、第4条の規定に基づき市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(普及啓発)

第7条 市は、市民及び事業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

人権尊重都市宣言

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である。

私たちさぬき市民は、日本国憲法の理念にのっとり、市民一人一人が人権意識の高揚に努めるとともに、相互理解を深め、部落差別をはじめとするあらゆる差別のない明るく住みよい社会の実現を誓い、ここにさぬき市を「人権尊重都市」とすることを宣言する。

平成15年9月9日

さ ぬ き 市

発 行 香川県さぬき市
編 集 さぬき市市民部 人権推進課
〒769-2195
香川県さぬき市志度5385番地8
TEL 087-894-9088